

令和 7 年10月15日

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 御中

ソニー銀行株式会社 代表取締役副社長  
日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 資本市場部会長  
松岡 直美

**金融審議会 金融分科会 「市場制度ワーキング・グループ」 （第 2 回）  
における意見書の提出について**

金融審議会 金融分科会 「市場制度ワーキング・グループ」 （第 2 回）事務局説明資料に対する下記の意見を提出いたします。

つきましては、何卒ご高配賜りますよう、お願い申し上げます。

記

**1. 大量保有・変更報告書の不提出等による課徴金の件について**

今回の事務局説明資料の19ページにおいて「大量保有・変更報告書の不提出・虚偽記載の課徴金の算定方法の見直し」について言及されている。株券等保有割合の1%以上増減に係るものやこれに準ずる変更に限定して課徴金の対象とする案が示されており、住所や所在地の変更などが課徴金の対象から外れることとなるが、その場合、意図的に当該制度を利用する等考えられる弊害や不利益の可能性についても更に検討をする必要があるのではないか。

**2. インサイダー防止の周知および監視人員体制等について**

インサイダー取引の防止は非常に重要な課題であり、課徴金制度の整備のみならず、効果的な周知活動および監視人員等の態勢整備について、十分な予算と適切な取組みも重要と考える。特に、インサイダー取引は相場操縦のような意図的に実施される取引に留まらないことから、分か

りやすいルールとその周知に注力がなされることを望む。

以 上